

公民館の運営について（課題整理）

【1】 公民館の位置づけ

	公民館
設置目的	教育・生涯学習の推進
法的根拠	社会教育法に基づいて設置
運営主体	多くは自治体直営。教育委員会の所管が多い。
主な活動内容	講座、講演会、文化・学習活動（教養的） ※営利目的の活動は不可

【2】 公民館運営の利点や課題

	行政の視点	利用者の視点
利点	・行政直営により<u>専門的で教育効果を考慮した講座や事業を計画的に実施できる。</u> ・公民館職員の採用や人材育成など、全館統一的に実施することができる。	・教育・文化・教養活動等、特化したプログラムが定期的に開催される。 ・<u>比較の利用料が安価であるなど、使用に関するハードルが低め。</u>
課題	・<u>法令等により様々な制約があり、多様なニーズに対応しづらい。</u>	・<u>開館時間が平日日中のみのため、鍵の借用など利用しづらい場面がある。</u> ・利用申請手続きが煩雑 ・地区外利用など利用申請が必要な場合、手続きに時間を要する場合がある。 ・利用目的によっては使用できない場合もある。

【3】 公民館職員の任用

	公民館長	公民館職員
任用	・地域からの推薦（地区公民館長候補者推薦委員会）	・採用試験 ・主任主事：昇任試験
任期	・2年 ※再任を妨げない。年齢制限なし	・1年 ※毎年度更新
業務内容	・公民館業務の統括 ・各種会議出席（地域と公民館のパイプ役）	・公民館主催事業の運営 ・公民館運営協議会の事務局 ・地域団体の事務局や連絡調整
課題	・定年延長等により、担い手確保が困難	・年度途中で退職が発生した場合、欠員が発生。